

高速取引行為者を 詐称する者に注意！

関東財務局に登録のある高速取引行為者の名を騙り、
架空の投資話を持ち掛ける被害が増加しています。

例えば…SNSのグループチャットで

IPOに当選しましたので、代金〇百万円を振込してください!!

嘘

私たちは「関東財務局長（高速）第〇号」の登録を受けているから安心です。

金融庁と契約したAIシステムで取引を行っています!!

嘘

高速取引行為者が日本国内の一般の方へ投資勧誘を行うことは、法令上認められていません。金融庁や財務局が個別の金融商品取引業者や高速取引行為者と業務提携することはありません！

少しでも疑問に思ったら、「金融庁金融サービス利用者相談室（詐欺的な投資に関する相談ダイヤル）」にご連絡ください。

電話（ナビダイヤル）：0570-050588 IP電話：03-6206-6066
受付時間（平日10時00分～17時00分）
※10時～11時は大変込み合いますので、長時間お待ちいただく場合があります。